



2020年3月19日  
沖縄電力株式会社

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る電気料金の特別措置について

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまについて、経済産業省から電気料金の支払期日の延長を要請されたことを受け、当社は、下記の特別措置を講ずることとし、本日、「特定小売供給約款以外の供給条件」、「離島供給約款以外の供給条件」および「託送供給等約款以外の供給条件」を経済産業大臣に認可・承認申請し、同日、認可・承認を受けましたのでお知らせします。

### 記

<当社と電気需給契約があるお客さま>

#### 1. 特別措置の適用対象

当社と電気需給契約があり、新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会から緊急貸付を受けているお客さまであって、一時的に公共料金の支払いが困難であり、当社に特別措置適用の申出をされたお客さま

#### 2. 特別措置の内容

2020年3月分、4月分および5月分の電気料金の支払期日\*を原則として各々1ヶ月間延長いたします。

ただし、支払期日の延長は、支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限ります。

\*検針日の翌日から30日目までの期間

#### 3. 特別措置の申込方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、各支店・営業所にてお電話でお申込みを受付いたしますので、下記連絡先までお問い合わせください。

#### ◆沖縄電力各支店・営業所

電話番号：0120-586-391（コールセンター）

098-993-7777【有料】※「0120」番号をご利用になれない一部のIP電話

受付時間：月～金 8：30～17：00

（祝日、慰霊の日、旧盆〈旧暦7/15〉、年末年始〈12/29～1/3〉除く）

<新電力をはじめとした電力会社さま>

### 1. 特別措置の適用対象

当社と接続供給契約があり、新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会から緊急貸付を受けている電気の利用者を需要者とする供給地点で、かつ、契約者から当社に特別措置適用の申出をされた供給地点

### 2. 特別措置の内容

2020年3月分、4月分および5月分の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日を原則として各々1ヶ月間延長いたします。

ただし、料金算定日の延長は、料金算定日が2020年3月19日以降となるものに限ります。

### 3. 特別措置の申込方法

この特別措置の適用を希望される契約者は、当社ネットワークサービスセンターまでお問い合わせください。

#### ◆沖縄電力ネットワークサービスセンター

電話番号：098-877-3225（直通）

受付時間：月～金 8：30～12：00、12：50～17：00

（祝日、慰霊の日、旧盆〈旧暦7/15〉、年末年始〈12/29～1/3〉除く）

以 上